

貧困から考える「依存が当たり前である社会」
の構想

栗田侑季 (1T210311-7)

目次

はじめに

1. 日本における貧困問題

1. 1 貧困問題の歴史と現状

1. 1. 1 隠された貧困

1. 1. 2 貧困の境界

1. 2 生活困窮者

1. 2. 1 ホームレス

1. 2. 2 女性と子ども

1. 2. 3 ワーキングプア

2. 自立を強いる社会

2. 1 自立概念の限界と転換

2. 1. 1 生活保護における自立

2. 1. 2 自立概念の問い直し

2. 2 「自立」概念を支える規範

2. 2. 1 福祉国家による所得再分配

2. 2. 2 家族主義

2. 2. 3 新自由主義

3. 公的扶助制度の概要と限界

3. 1 日本の公的扶助制度

3. 1. 1 生活保護の概要

3. 1. 2 生活保護制度の現状

3. 1. 3 生活保護の問題点

3. 2 諸外国の公的扶助制度

3. 2. 1 フランス

3. 2. 2 ドイツ

4. 依存が当たり前である社会の構想

4. 1 依存が当たり前である社会のあり方

4. 2 必要な制度

4. 2. 1 ベーシックインカムとは

4. 2. 2 ベーシックインカムを導入すべき理由

おわりに

参考・引用文献

はじめに

大学でマイノリティに関するさまざまな授業を学ぶ中で、生活困窮者について学んだ際に、ホームレスが生活保護を申請しようと福祉事務所の窓口で相談しに行っても、冷たい対応で追い返されているという話に衝撃を受けた。これをきっかけに、大学3年の自由研究ではホームレスを取り巻く現状について調べた。そして、生活保護という制度が生活困窮者に対し、生活を支えることよりも「自立」を促すことを優先していることを知った。このような制度設計の背景には、少なからず「働かざる者食うべからず」という人々の偏見や固定概念が隠れており、むしろこういった社会認識形成の一因になっている。そこで、本稿では「依存は悪ではない」「依存していることが当たり前である」というコンセンサスを持った社会を理想とし、どのような制度が必要か考えることにした。

第1章では貧困は存在しないと信じられている日本独自の貧困問題、生活困窮者それぞれが抱える問題について述べる。第2章では本論文の根幹となる「自立」と「依存」という概念について、現在広まっている考え方がどのような規範に影響を受けているのか確認しつつ、自立（依存）概念の問い直しを行う。第3章では日本の公的扶助制度として生活保護を扱い、なぜ必要としている人が制度にアクセスできていないのか、問題点を整理する。そして、日本と似た公的扶助制度にも関わらず、捕捉率の高いフランス、ドイツの特徴を確認する。第4章では、依存が当たり前である社会の構想について述べる。そのために必要な制度としてベーシックインカムを取り上げ、概要や歴史について触れ、第2章を踏まえて依存が当たり前である社会の定義を行う。

1. 日本における貧困問題

第1章では、まず貧困問題がどのように日本で捉えられてきたか、日本独自の貧困問題について確認していく。

1. 1 貧困問題の歴史と現状

1. 1. 1 隠された貧困

日本では未だに貧困問題は存在しないと思われている。しかし、本当に日本には貧困問題は存在しないのだろうか。

実際日本の貧困問題はどれほど深刻なのか、データを元に見ていく。日本の貧困率は現在、相対的貧困率の考え方に従って算出されている。2022（令和4）年の国民生活基礎調査¹によると、令和3年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万となっており、

¹ 厚生労働省「2022（令和4）年 国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html>（2024年12

相対的貧困率（貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4%となっている。前回貧困率の調査が行われた平成 30 年と比べると、0.3%減少しているなど一見すると改善傾向にあるようにも思える。しかし、調査を行った厚生労働省（2022）によると「貧困率が改善した要因として、コロナ禍に経済的支援策として配った特別給付金の効果のほか、働く女性の増加などによって所得が押し上げられた」と分析している。その一方で、OECD が公表している 2021 年の各国の貧困率を見ていくと、日本はアメリカ（15.2%）や韓国（14.8%）よりも貧困率が高くなっていることが分かる²。つまり、日本の貧困率が先進国のなかで最悪であることが明らかになったのである。これらの結果だけを見ても、日本の貧困問題は深刻であるということが明確であるにも関わらず、この貧困問題を「問題」だと捉えることができていないのが、日本独自の貧困問題だと言える。

では、なぜ遠い他国のアフリカの貧困は問題として捉えられ認知されているにも関わらず、自国である日本の貧困は認知されていないのだろうか。

ひとつに、日本では貧困測定がなされていないという問題がある。前述で比較対象となったアメリカ、韓国は数字だけ見ると日本と僅差であるように思えるかもしれない。しかし貧困率の変化を見ると、この 3 国の中で日本だけ遅れをとっていることが分かる。アメリカの 2019 年の貧困率は 18.0%、2020 年は 16.4%、そして 2021 年は 15.2%、韓国は 2019 年に 16.3%、2020 年に 15.1%、そして 2021 年は 14.8%と貧困が改善傾向にあることが分かる。アメリカでは月次、韓国では毎年貧困率を公表しているため、このような経年変化を追うことが可能である³。その一方で、日本は 2021 年より前の貧困率のデータを遡ろうとすると 2018 年のデータしか存在しない。なぜなら、大規模な国民生活基礎調査が行われた年に貧困率を算出しており、3 年に 1 度しか貧困率は公表されないからである。これでは現状の貧困が深刻なのか、改善しつつあるのかどうかも分からないため、たとえ貧困問題への対策を行っていたとしてもその対策は適切であるか図ることすら出来ない。

もうひとつは、日本人に根付いている自己責任論が、日本の貧困を「見えなくしている」と考える。岩田（2007）は、アメリカでは地下鉄の中でホームレスの人が「私はホームレスです」と書いたプレートを首からぶら下げ、紙コップに寄付を募っていて、パリでは物乞いをする人の前を素通りしようとする「エゴイスト！」という非難を浴びせられた状況に驚いたという。これに比べると、むしろ日本のホームレスは街中の隅の方で誰にも見られないように静かに暮らしている。欧米の貧しい人々は、貧困は社会が生み出したものであり、解決するのは社会の責務であるということを、自らが物乞いするなどして主張している一方で、日本の貧しい人々は自らの責任であると、さらに貧困を見えないものにしてしまっているのだ（岩田 2007：27-28）。

この自己責任論に近い例として、新型コロナウイルス流行時の日本が挙げられる。本来なら、新型コロナウイルスのような感染症に感染するのは仕方がないし、誰もが感染し得る

月 7 日最終閲覧)

² OECD 「Poverty rate」 [https://www.oecd.org/en/data/indicators/poverty-rate.html?oecdcontrol-8027380c62-var3=2021\(2024%E5%B9%B412%E6%9C%885](https://www.oecd.org/en/data/indicators/poverty-rate.html?oecdcontrol-8027380c62-var3=2021(2024%E5%B9%B412%E6%9C%885)（2024 年 12 月 5 日最終閲覧）

³ 「日本の相対的貧困率、米韓にも抜かれ先進国最悪に」 2023 年 7 月 12 日 Wedge ONLINE <https://wedge.ismedia.jp/articles/-/30798?layout=b>（2024 年 12 月 5 日最終閲覧）

と考える。しかし、大阪大学の三浦麻子教授らの研究グループが行った調査によると、「新型コロナウイルスに感染する人は自業自得だ」と考える日本人は 11.5%と、アメリカやイギリスの 10 倍近くになっている⁴。新型コロナウイルスに限らず、様々な社会問題を社会ではなく、自己責任だと捉える傾向が日本人は高いと言える。

このように、実際日本における貧困問題は深刻にも関わらず、「隠された貧困」となり、未だに日本は豊かであると信じられているのだ。次に、貧困問題の難しさともなっている、貧困の境界の考え方について見ていく。

1. 1. 2 貧困の境界

第 1 項では日本の貧困率について述べたが、どれだけ貧困が存在しているのかは、貧困の境界ラインをどのように定めるかに依拠する。しかし、この貧困の境界は一つに定められている訳ではなく、様々な議論がなされている。第 2 項では、貧困の境界の定め方について JICA の示す貧困指標を元に見ていく。

1 つ目は絶対的貧困という考え方である。絶対的貧困とは、「ある最低必要条件の基準が満たされていない状態」を示す(JICA 2008 : 98)。この最低必要条件を、肉体能率が維持される必要カロリー摂取量を基に計算したのが、ラウンドトリーである(金子 2017 : 67)。生活を営むために必要な生活必需品やサービスを設定し、その合計から算出(マーケットバスケット方式)した生活費を下回る収入や生活費の状態であることが、「貧困」であるとされたのだ(同上 : 70)。このマーケットバスケット方式を用いて、当初日本は生活保護基準を算出するなど、多くの国に影響を与えた。

2 つ目は相対的貧困という考え方である。相対的貧困とは、「ある地域社会の大多数よりも貧しい状態」を示す(JICA 2008 : 98)。この相対的貧困という考え方を推し進めたのが、ピーター・タウンゼントである。タウンゼントは、人間の生活は肉体の維持だけでなく、社会における生活様式や慣習によっても支えられていると考え、具体的な貧困の境界を測る基準として、標準的な生活様式からの脱落=社会的剥奪という概念を用いた(岩田 2007 : 42)。生活様式には、食事や衣類、耐久消費財の保有だけではなく、社会関係や社会活動なども含まれている。この相対的貧困の考え方をを用いて、OECD などの相対的貧困率は算出されている。厚生労働省によると、日本では貧困線を等価可処分所得の中央値の半分と定め、その貧困線に満たない世帯の割合を貧困率としている。

ここまでこれら 2 つの貧困の考え方が、現在の貧困の境界の定め方にどのように影響を与えているのか見てきた。しかし、岩田(2007)は、結局貧困の境界は、その社会の経済的な豊かさとは関係なく、社会の成熟度が影響しており、マーケットバスケット方式に用いる生活必需品やサービスを何にするか、社会的剥奪には何を含むのかは社会が決めるものであり、他者に対する配慮や公正さについての異議申し立てが、絶えず行われるような社会では「あってはならない状態」の範囲が広くなり、そうでない社会では逆に縮んでいってしまうと指摘している。

⁴ 『『コロナ感染は自業自得』日本は 11%、米英の 10 倍…阪大教授など調査』2020 年 6 月 29 日読売新聞オンライン <https://www.yomiuri.co.jp/national/20200629-0YT1T50107/> (2024 年 12 月 5 日最終閲覧)

このように、貧困の境界を定めることは難しい一方で、貧困を再発見する社会の姿勢が必要だといえるだろう。

1. 2 生活困窮者

第1節では、日本独自の貧困問題や、貧困がどのように定義されるのか見ることで、貧困が社会に再発見される必要性を指摘した。ここでは「新たな貧困」として挙げられるワーキングプアをはじめとして、ホームレス、女性と子どもがそれぞれ抱える問題について見ていく。

1. 2. 1 ホームレス

まず、厚生労働省によって令和3年に行われたホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）⁵をもとに、ホームレスの実態を見ていく。「ホームレスの自立の支援などに関する特別支援措置法」第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を対象とし、1,169人に調査を行った。調査の結果、男性は95.8%、女性は4.2%、年齢階層別に見ていくと～39歳は2.8%、40～49歳は7.5%、50～59歳は10.7%、60～64歳は15.6%、65～69歳は20%、70歳～は34.4%となっており、平均年齢は63.6歳だった。

家族の状況、学歴、路上生活前後の生活については次の通りである。結婚歴については、「結婚している」が5.0%、「離婚・死別」が25.9%、「未婚」が69.0%となっており、家族や親族の有無については、「いる」が67.4%、「いない」が15.7%、「わからない」が16.9%となっている。学歴については、最後に出了学校が「中学校」の人が46.8%と最も多く、次に「高校」が37.1%となっている。職業歴については、直前に就いていた仕事も路上生活の直前に就いていた仕事も「建設・採掘従業者」が最も多く、その時の仕事上の地位も「正社員」が最も多いという結果になった。住居歴に就いては、「民間賃貸住宅」や「持家」に住んでいた割合が、最長職時や直前時どちらも最も多く、次に「勤め先の住宅や寮」が多かった。路上生活に至った理由については、「仕事が減った」が24.5%、「倒産や失業」が22.9%、「人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めた」が18.9%となっている。また、路上生活の期間が10年以上の人が40.0%を占め、「ずっと野宿生活をしていた」が63.0%を占めている。

これらの結果から、どのような属性の人がホームレスになり、どのようにホームレスに陥ってしまうのか分析していく。まず主なホームレスの特徴として「中高年男性」、「未婚率の高さ」、「義務教育までの学歴」が挙げられる。岩田(2004)は、これらの特徴について、路上生活前後の生活状況と合わせて、ホームレスは失業一般ではなく、中高年男性の失業と関連していると指摘している。なぜなら、完全失業者の年齢別分布は、各年齢層にそれほど偏りはなく、失業者集団全体からホームレスが生まれているという訳ではない。

⁵ 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/64-15.html> (2024年12月5日最終閲覧)

その一方で、建設業・採掘業に従事していた中高年男性が体力の必要なこれらの職業で必要とされず、職が減少したり失業したりした結果、路上生活に至っていることが明らかであることから、中高年男性の失業がホームレスと関連しているといえる（岩田 2004 : 51）。

しかし、日本のホームレスが中高年男性という単一集団のように見えて、実は多様であり、住居歴、職業歴から、岩田（2007）は3つの異なるタイプに分けることができるという。以下がその分類である。

- ①最も長く就いていた職（最長職）はいちおう安定した常用職で、社会保険にも加入し、路上直前まで一般の住宅に住んでいた人々が路上ホームレスとなったタイプ。これを安定型と呼んでおこう。
- ②安定した最長職をもつ人も多いが、少なくとも路上直前には職場の提供する労働宿舍（寮や住み込み）に単身で住むようになり、そのうち路上に出てきたタイプ。これを労働宿舍と呼ぶ。
- ③長い不安定な職を転々とし、住宅も不安定であった人々。これを不安定型と呼んでおく（岩田 2007 : 129）。

これら3つのタイプを言い換えると、①は、社会に組み込まれて普通の生活をしていた人、②は、路上生活前は社会との結びつきが労働生活を通じて行われるものに限定されていた人、③は路上生活前から社会に組み込まれにくかった人である。どのような経緯でホームレスになってしまうのかはさまざまであり、特に①、②と③ではそもそもの前提が異なり、それぞれに必要な対策も異なってくるのがわかる。

1. 2. 2 女性と子ども

まず、女性という属性に着目する理由として、男女の貧困率の格差が挙げられる。阿部彩が令和4年の国民生活基礎調査の個票を用いて推計した調査⁶によると、20-24歳、10-14歳では男性の方が高いものの、その他のすべての年齢層では、女性の貧困率が男性の貧困率を上回っている。50-65歳までは貧困率の男女差はあまり確認できないものの、25-49歳までは、男女差は2~3%の間で推移している。そして、女性の貧困率は75歳を超えると著しく上昇し、25%を超える。男女の貧困率の差も75-79歳で8%、80歳以上では12%と、高齢期での男女格差が顕著である。このように、貧困の陥りやすさには「女性である」ことが関係しているといえる。

女性の貧困と聞くとシングルマザーの貧困がよく問題とされ、話題になる。しかし、阿部（2017）は、女性の貧困は子どもの貧困と同議論の中で語られることが多いが、この2つの問題を混同して考えることは、それぞれの問題の矮小化へとつながると危機感を示している。子どもの貧困の議論の中で、母子世帯の母親の貧困については必ずと言って良いほど触れられる一方で、二親世帯の父親の貧困についてはほとんど触れられることがな

⁶ 阿部彩（2024）「相対的貧困率の動向（2022調査update）」JSPS 22H05098, <https://www.hinkonstat.net/>（2024年12月5日最終閲覧）

い。また、女性の貧困の過半数が出産前であったり、すでに子育てを終えた無子状態の女性であったりすることを踏まえても、私たちはいまだに「育児は女性の役割だ」というジェンダー性から女性の貧困問題を捉えていることが明らかである（松本編 2017 : 57）。

確かに、女性と子どもの貧困問題には重ならない部分も多く、その1つが若年女性の貧困である。その一方で、現役世代、高齢者ともに「ひとり親と未婚子のみ」の貧困率が増加しているように、女性と子どもの貧困は重なる部分もある。これが子どもを持つ女性の貧困である。このように、女性の貧困には2種類存在すると考える。そこで、まずは1つ目の若年女性の貧困について述べていく。

江原（2015）は、女性の貧困の中でも、特に若年女性の貧困は非常に見えにくい問題であると指摘している。女性の賃金が男性よりも低いことは明らかであるにも関わらず、非正規労働者の貧困問題が問題視された時に上げられたのは、男性の非正規労働者であった。女性が非正規労働者であることは常態であり、家計の担い手である男性が非正規労働者になっていることが新たに生じた事態であると、非正規労働者の貧困を女性ではなく男性の問題にしていった（小杉・宮本編 2015 : 46）。このように、若年女性の貧困問題はどんどん見えにくくなってしまったのだ。

宮本（2015）は、これら若年女性の貧困の特徴を「労働と家庭からの排除」と捉えている。労働からの排除は、人として生計を営むのに必要な安定した仕事や収入の世界からの排除を指している。非正規労働もこの労働からの排除と言える。家庭からの排除は、結婚からの排除だけでなく、彼女らの出自家族（親のいる実家）の中での排除と、出自家族の社会からの排除を含んでいる（同上 : 9）。つまり、低賃金労働に従事するしかなく経済的自立が難しいうえ、さまざまな理由から家族からの支援を受けることもできず、結婚しなければ社会保障などの社会的サービスからも排除された結果、若年女性の貧困は深刻化していくのだ。

次に、子どもを持つ女性の貧困について、子どもの貧困とともに述べていく。令和3年の厚生労働省が行った全国ひとり親世帯等調査の結果によると、母子世帯の平均所得金額は272万円である（一般世帯の平均所得金額は564.3万円）。また、母子家庭の就業率は86.3%と他の先進国の中では高い方にも関わらず、所得は低いという状況にある。母子家庭の母親の貧困は、もちろん若年女性の貧困と同じく非正規労働に従事していることも原因の1つではあるが、貧困に陥るさらなる理由がある。金子（2017）は、1つは離婚後に父親から子供に対して養育費が支払われていないこと、もう1つは、児童扶養手当などのシングルマザー向けの所得保障が不十分であることを挙げている。法律上の親子関係は離婚後も継続されるため、父親には養育費を支払う義務が課されているが、実際に継続的に支払っている父親は19.7%しかいない（金子 2017 : 44）。また、所得保障がされていないうえ、日本の女性雇用環境では女性がフルタイムで働くことは難しいため、短時間で高所得を得られる性産業を強いられるなど、多くの問題を抱えている。

このように親が貧困であれば、その世帯の子どもも当然貧困ということになる。令和3年の国民生活基礎調査によると、18歳未満の子どもの相対的貧困率は11.5%と3年前の14.0%からは改善しているように見えるが、ひとり親世帯でみると44.5%と半数近くが貧困であるという結果になった。道中（2015）は、低所得階層や保護受給層の子どもは経済的不利益だけでなく、社会的不利益を被るとしている。それは、親からの有形無形の支援

や親の社会的地位によるコネがないこと、家庭の内外において文化的機会に恵まれず高等教育を受ける機会を阻害されるなど、親の経済格差が子どもの低学力や低学歴といった教育格差を生み、その教育格差が要因となって次世代に貧困が継承されるという連鎖が起きているからである（道中 2015 : 35）。

1. 2. 3 ワーキングプア

昨今「新たな貧困」として話題となっているのが、ワーキングプアの存在である。日本では、NHK が 2006 年に放送した『ワーキングプア～働いても働いても豊かになれない～』をはじめとして使われるようになった⁷。高野（2012）によると、ワーキングプアは「フルタイムで働いているにも関わらず、生活保護水準以下の収入しか得られていない人」という意味合いで使われることが多いが、明確な定義はされておらず、定義や意味は曖昧である。しかし、駒村（2007）は、EU 諸国では概ね中位所得の 60% という定義が普及しているとしている。つまり、貧困線が等価可処分所得の中央値の半分（=50%）であると定められているように、この 50% を 60% にしたら、ワーキングプアを定めるラインとなるということである。

また、このような具体的な数字でのワーキングプアの捉え方に加え、湯浅（2007）は、ワーキングプアとは「いくら働いても楽にならない家庭」、「働く貧困層とは、父親がいても、一家全員分を稼いでくことを期待されている肝心の父親が、非正規雇用などで十分な稼ぎが得られない家庭のこと」を指すとしている。ここで家庭を基準にする理由として、仮に一人の収入が 200 万円以下だとしても、共働きの世帯だった場合世帯収入が 400 万円となり、個人の収入が 300 万円の世帯より裕福であることになる（高野 2012 : 107）。そのため、結局は世帯や家庭という単位でワーキングプアを考える必要があるというのだ。

ワーキングプアが注目を浴びるようになった理由として、女性だけでなく男性においてさえ非正規雇用が増大してきたという事実が、世間に衝撃を与えたことも大きく寄与している。非正規労働者の貧困が男性の問題とされたことは、女性の貧困を問題視する上では障害となったことはすでに述べたが、その一方でワーキングプアの発見という意味ではとても大きな意味を持った。

駒村（2009）によると、1992 年のバブル経済の崩壊、1997 年の金融危機をきっかけに景気低迷が長引いた影響を受けてワーキングプアは急増したという。海外への工場移転などにより国内の製造業が空洞化し、その代わりにサービス業が成長した結果、消費者に合わせた柔軟な労働が求められ、元々専門的な職業に限られていた派遣という労働形態が他の分野にも広がった。そして、これらの経済状況の変化の影響を受けたのが、1970 年代生まれの、人口が多いとされる団塊ジュニア世代だった。その結果、1982 年には 50 万人だったフリーターの数が 2003 年には 217 万人になるなど、非正規労働者が急増した（駒村 2009 : 15）。湯浅（2009）は、これらワーキングプアの存在は社会に大きな影響をもたらすとしている。今までの「真面目に働けば食べていける」という大前提が崩壊し、ワーキングプアという「働いても食べていけない」人々の存在によって、自分も貧困に陥る可能性を秘めてい

⁷ NHK, 2006, 「NHK スペシャル ワーキングプア～働いても働いても豊かになれない～」
https://www2.nhk.or.jp/archives/movies/?id=D0009010526_00000

ることが明らかになったからである（湯浅 2009：92）。これらの影響を鑑みても、ワーキングプアの問題は早急に解決する必要があると考える。

2. 「自立」を強いる社会

第2章では、生活に困窮した際に利用する生活保護制度でさえ依存ではなく自立を促すようになったことなどを踏まえ、第1章にて取り上げた生活困窮者はもちろん、私たちはなぜ自立を強いられているのか考える。

2. 1 「自立」概念の限界と転換

2. 1. 1 生活保護における自立

まずは、生活保護制度がどのようにその性格を変容させてきたのか述べていく。生活保護法第一条にあるように、生活保護法は最低限度の生活保障とともに自立の助長を目的としている。桜井（2017）は、生活保護制度の自立支援もこの自立助長から説明されることが多いが、自立支援を生活保護固有の理念と捉えるべきではないとしており、自立支援の導入は、社会福祉基礎構造改革の流れをくむものであると指摘している。1995年に中央社会福祉審議会は「これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として、このような問題が発生した場合に社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある」とし、社会福祉の目的は経済的給付よりも自立支援であるとしている。

その後、2000年の社会福祉法改正をきっかけに、社会福祉の各分野で自立支援を取り入れた法律の改正、制定が相次いだのだ。生活保護への自立支援の導入は2003年に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が直接のきっかけとなった（埋橋編 2013：76）。専門委員会は、生活保護制度の在り方や運用についての議論を行う中で、自立支援を制度に組み込むかの議論がされないままに自立支援をどのように実現するのかという方法論についての議論のみ進めていった、その結果、専門委員会では自立支援の導入意義を曖昧にしたまま、導入のきっかけをつくることとなった（同上：77）。

では、専門委員会で論じられた自立支援は具体的にどのようなことを指しているのだろうか。それまで保護を行う機関では「自立＝保護の廃止」と考えられ、経済的自立を図ることで保護から抜け出すと捉えられていた。しかし、専門委員会では社会福祉法の「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」という基本理念をもとに、3つの自立概念を定めた。就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題などに応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支

援)、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）の3つである⁸。

この自立概念の拡張とともに、それぞれの自立に対応する自立支援プログラムも提案された。自立支援プログラムは2005年から実施されているが、プログラムの内容は具体的に定められていない。被保護世帯、地域の社会資源や雇用情勢などの実情を踏まえて、独自に整備することになっており、厚生労働省の定める自立支援プログラムの運用方針に沿ったプログラムを各自治体が策定することになっている。しかし、2006年度と2008年度を除き、すべての運用方針が就労自立支援プログラムを優先することを求めているなど、3つの自立のうち就労自立のための支援が優先されているのが現状で、せつかく自立概念が広がったにもかかわらずプログラムにはあまり反映されていないことは課題として残っている（同上：78-79）⁹。

2. 1. 2 自立概念の問い直し

第2項では、第1項で確認した生活保護における自立概念の拡張を踏まえつつ、社会福祉における自立概念の問い直しを行いたい。

まず、政府がどのように社会福祉分野での自立概念を捉えているのか確認する。厚生労働省は自立概念を以下のように定めている。

「自立」とは「他の援助を受けずに自分の力で身を立てること」の意味であるが、福祉分野では、人権意識の高まりやノーマライゼーションの思想の普及を背景として、「自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」、「障害を持っていてもその能力を活用して社会活動に参加すること」の意味としても用いられている¹⁰。

上記前半部分については、第2項で見た生活保護法における自立の助長が当てはまり、「改訂増補生活保護法の解釈と運用」によると自立の助長とは「公私の扶助を受けずに自分の力で社会生活に適応した生活を営むことのできるように助け育てて行くことである。」としている。その一方で、後半部分については「脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告書」において説明される自立概念が当てはまり以下の通りである。

自立という言葉は、従来「保護を受けなくて済むようになる」とか「障害を克服して社会経済活動に参加すること」と解釈されてきた。この研究会で論じられた自立の概念は、これを含みながらも「労働力として社会復帰が期待できない重度障害者が社会の一員として意義ある自己実現と社会参加を果たそうとする努力を社会的に位置付けようとするもの

⁸ 生活保護の在り方に関する専門委員会, 2004, 「生活保護制度のあり方に関する専門委員会 報告書」 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/02/s0209-4a.html>（最終閲覧 2024年12月7日）

⁹ 個別支援プログラムは就労、日常生活、社会生活自立を網羅するプログラムが策定されている場合もある

¹⁰ 厚生労働省, 2004, 「自立の概念等について」

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/04/s0420-6b2.html>（最終閲覧 2024年12月7日）

である。すなわち自らの判断と決定により主体的に生き、その行動について自ら責任を負うことである。

この自立についての説明はどちらかというと「自律」と同義ではないかと考える。広辞苑によると、自律とは「自分で自分の行為を規制すること」「外部からの制御を脱して、自身の立てた規範に従って行動すること」であるとされている。後者がここで特筆すべき自律の意味であると考え。障害者の「自立」について語られる際、この自律概念がよく用いられる傾向にある。伊藤（1993）は、一般に資本主義や業績主義といった社会で障害者が自立するという事は、労働能力が回復することであるとされており、労働能力の回復の見込みがない障害者には自律や自己決定の権利などは考えられないとされてきたという。そしてこの考え方は基本的人権やノーマライゼーションの理念に抵触し、たとえ他人の助けを借りなければ身のことができなくても、自己の決定により生活を営んでいるのであればそれを「自立」しているとするべきであると指摘している（伊藤 1993：432）。この自立（自律）概念を理念だけでなく具体的な支援に落とし込むべきである。その結果、社会福祉分野における自立支援の多くが、結局就労支援に留まっているという現状を変えることができるのではないだろうか。

また、異なる自立の考え方として「自立＝複数の依存先があること」という考え方がある。以下にこの考え方を説明する熊谷晋一郎の言葉を引用する。

実は膨大なものに依存しているのに、「私は何にも依存していない」と感じられる状態こそが、“自立”といわれる状態なのだと思います。だから、自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。障害者の多くは親か施設しか頼るものがなく、依存先が集中している状態です。だから、障害者の自立生活運動は「依存先を親や施設以外に広げる運動」だと言い換えることができます¹¹。

つまり、一般的に対義語だと考えられる自立と依存は表裏一体で、実際には自立するためにはあらゆる物や人に依存しなければ生きていけない。その依存先が少ない人は、自立するために依存先を増やしていく必要があり、その過程として国の制度や支援を活用することは、一種の手段であるといえる。しかし、これらの人を救済すべき制度や支援は、利用者に対し早く「自立」するよう促し、依存からの脱却を求めているのが現状だ。利用者を適切に救うには、今一度自立についての考え方を問い直すべきである。

¹¹ 東京都人権啓発センター、2022、「自立は、依存先を増やすこと希望は、絶望を分かち合うこと」<https://www.tokyo-jinken.or.jp/site/tokyojinken/tj-56-interview.html>（最終閲覧 2024 年 12 月 7 日）

2. 2 「自立」概念を支える規範

第1節では自立が社会福祉においてどのように捉えられているのかについて述べた上で、自立概念の問い直しを行った。第2節ではそのような「自立」概念がどのような規範に支えられ、広まっていったのかを確認する。

2. 2. 1 福祉国家による所得再分配

平成11年の厚生白書によると、生活保護をはじめとした社会保障制度の機能には(1)社会的安全装置(社会的セーフティネット)(2)所得再分配(3)リスク分散(4)社会の安定及び経済の安定・成長の4つがあるとしている¹²。この項では、所得再分配という格差是正のための役割に対する人々の認識について確認する。

まず、所得再分配に反対する人はどのような人なのだろうか。小田川華子が行った20～69歳の男女2000人を対象とした「貧困観に関するインターネット調査2016」のデータを用いた研究では、①経済成長とともに貧困層の所得はおのずと増えると思うので、低所得者への再分配は必要ない②我慢して節約した生活を送り、人の倍以上働くなど、結局は個人の頑張りなどの努力が「貧困を解消する」方法だと「強く思う」③個人が「貧困から抜け出す」には、結局はその家族や親族が助ける以外に方法はないと「強く思う」④さまざまな公的支援を増やすことが「貧困を解消する」には必要だと「思わない」⑤生活保護制度を貧困に陥った人が受給しやすくするべきと「思わない」のいずれかに当てはまる人を「再分配反対論者」として定義している。その結果、再分配反対論者とカテゴライズされたのは45.6%だった(小田川2018:26)。

これらの再分配反対論者の特徴を小田川は2つ挙げている。1つは努力不足が貧困の一因であると考え、もう1つは過去に経済的に困難な経験をした人である(同上:34)。1つ目については日本の貧困観に特徴的である、貧困は個人の努力や頑張りの不足という自己責任論にとらわれている人であるといえる。金子(2017)によると、自己責任論を唱える人々の根底には「天はみずから助くるものを助く」という言葉に見られる自助原理や、「働かざる者食うべからず」という言葉に見られる労働倫理があるという。特に後者に見られる労働倫理のように、自己責任論は就労意欲を高めるのに便利であり、労働の対価として得られる報酬は人をやる気にさせ、人が主体的に生きる力を引き出す効果があると考えられ、強く推奨され根付いている(金子2017:91)。

2つ目の、過去に経済的に苦しい経験をした人については、経済的に苦しかった際に公的な支援を受けられず、自らの努力で乗り越えた経験から、他者にも同様の努力を期待して再分配政策により低所得者を救済することを良しとしていないのである(小田川2018:34)。自分ができたのだから他の人もできるはずだ、他人だけ公的支援を使うのは「ずるい」という不公平感を抱き、その結果、本来なら一度でも経済的困難を経験し公的支援の必要性を知っているなら、再分配を支持するはずなのにも関わらず、反対する人が多くなっているのだ。

¹² 厚生労働省「社会保障の目的と機能について考える」

https://www.mhlw.go.jp/www1/wp/wp99_4/chapt-a1.html 2024年12月7日最終閲覧)

また、再分配政策を支持する層に低所得者層が多いのはもちろんだが、低所得者が必ずしも支持するわけではない。大竹（2002）は、現在低所得であっても将来高所得者層になる可能性が高いと信じている場合には、低所得者であっても所得再分配を支持しないという調査結果を明らかにしている。これはProspect of Upward Mobility (POUM) 仮説と呼ばれ、逆に現在高所得者出会っても将来失業するなどして低所得者になってしまう可能性を考えている場合、再分配を支持するということだ。つまり再分配の支持・不支持には現在の所得水準という一時的な要因に加え、過去の経済状態や将来の失業可能性なども影響するということである（大竹 2002：2）。このように、所得再分配に対する認識は所得のみならず、その人の経験や労働すべきだという社会の風潮に影響を受けているといえる。

2. 2. 2 家族主義

2012年に当時人気のあったお笑い芸人の母親とその親族が、生活保護を受給していることが問題となり騒動となった。生活に困窮し生活保護を受給したのだから一見問題はなく見えるが、生活保護には扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものという扶養義務¹³があり、これに反しているとして非難されたのだ。生活保護制度自体やこの騒動は家族主義と呼ばれる考え方に基づいており、第2項では家族主義がどのように捉えられているのか述べていく。

筒井（2022）は、ケアの担い手と政府の支援の有無という観点から、①家族がケアなどの社会的機能を多く担うが政府がそれを支援する「積極的家族主義」と②家族が社会的機能を多く担い、政府は支援しない消極的家族主義を区別した上で、それ以外の家族主義の用語法として、③伝統的な家父長制の価値観を重視する保守思想という意味で用いられる場合もあるとする。日本では主にこれらのうち②の消極的家族主義が強く、家族が子育て、介護などのケアと、そのための費用を担うことを法的・規範的に要請し、政府は家族への給付や家族外の機関の整備に消極的であるという特徴が見られる。社会福祉支出を抑えたい政府が、家族が福祉機能を担うことを日本の美德であると称揚し、実質的なケア役割を家族内の女性に押し付けるようになったのだ¹⁴。つまり、男性は仕事をすることで家計を支え、女性は家庭内でのあらゆるケアを担うという性的役割分業を強化した結果、消極的家族主義が定着し、家族の世話は家族で完結させなければならないという考えが浸透してしまっただと考える。

このような家族主義が根付いている一方で、伝統的な形態の世帯は少なくなっている。後藤（2011）によると、戦後50年間の世帯構造の推移を見ると、核家族化の進行、三世代世帯の激減、単独世帯の激増が特徴として挙げられるという。核家族化の進行については、1955年には860万世帯、全世帯に占める割合は45.3%だったが、2005年には2787万世帯となり、59.2%を占めるまで増加している。三世代世帯とは老親が子供家族と同居している世帯のことであり、日本においては伝統的家族観に基づく世帯といえる。しかし、

¹³ 仮に扶養義務者からの金銭的扶養が行われても収入として扱われるだけで、保護の要否判定に影響を及ぼす訳ではない

¹⁴ 東京保険医協会, 2023, 「[視点] 日本における『家族主義』の経緯・現状・課題」
<https://www.hokeni.org/docs/2023030300061/>（2024年12月7日最終閲覧）

1975年には全世帯のうち54.4%も占めていたにも関わらず、2005年には20.5%まで減少している。単独世帯については1975年には8.6%だったのが、2005年には22.4%となるなど増加していることがわかる。これらの現状の中で、生活保護における扶養義務を履行するのは難しく、時代に逆行しているともいえるだろう。実際に、ドイツでは親の扶養義務は課されていないため、家族主義にとらわれない制度のあり方を再考するべきである。

2. 2. 3 新自由主義

本論文では新自由主義の定義についてデヴィッド・ハーヴェイによる定義を用いたい。新自由主義とは個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大すると主張する政治経済的实践の理論である (Harvey 2005=2007:10)。堅田 (2017) によると、ジェイミー・パックとアダム・ティッケルは新自由主義を2つのタイプに分けて整理しているという。1つ目が「ロールバック型新自由主義」、2つ目が「ロールアウト型新自由主義」である。「ロールバック型新自由主義」とは小さな政府、つまり政府は市場への介入を最小限に抑える。イギリスのサッチャリズムがこの「ロールバック型新自由主義」に当たる。その一方で「ロールアウト型新自由主義」では、政府は市場の自由を最大化するために積極的に役割を果たしていく。そして市民は「アクティブな市民」となり、能力を最大限発揮することが期待される。これにはブレア政権による第3の道¹⁵が当てはまる (堅田 2017:20)。Harveyは、新自由主義は私たちの多くが世界を解釈し生活し理解する常識 (コモンセンス) に一体化してしまうほど、思考様式に深く浸透しており、それをそれとして認識することが困難であることを指摘している (Harvey 2005=2007:11)。思考様式に浸透し、行動に無意識的に表れているという意味で、「ロールアウト型新自由主義」におけるアクティブな市民としてその能力を発揮しなければならないという考えを強制されているのかもしれない。

このロールアウト型新自由主義は日本でも1990年代後半になると見られるようになる。その際によく使われたのが自立支援である。これは第1節で見たように、生活保護でも自立支援が強調されるようになったことから明らかであり、受動的に福祉を受給しているだけではいけないという意識が植え付けられていった。

ここまで見てきた3つの考え方や概念は、結果的に制度へ依存することは悪である＝自立するべきであるという考えを定着させることにつながったのだ。

3. 公的扶助制度の概要と限界

第3章では、生活困窮者に対する公的扶助制度として代表的である生活保護制度について、原理、原則といった基本を確認しつつ、なぜ日本では活用されていないのか、フランスやドイツの公的扶助制度と比較することで分析する。

¹⁵ 第3の道とは生活困窮者に対し、生計費を給付するよりも彼らを人的資本とみなし職業訓練や教育などを提供するという政策である

3. 1 日本の公的扶助制度

3. 1. 1 生活保護の概要

生活保護法は、終戦後に生活に困窮した人々に対応するために1946年に施行された旧生活保護法を全面改正し、1950年に施行された。現行の生活保護法の特徴は、保護の対象を生活困窮者とし、働く能力があるにも関わらず勤労意思がない者、勤労を怠る者や素行不良な者は保護しないという欠格条項を取り払ったことである（埋橋編2013：68）。また、生活保護基準の改定方式は、マーケットバスケット方式（昭和23年～35年）、エンゲル方式（昭和36年～39年）、格差縮小方式（昭和40年～58年）、水準均衡方式（昭和59年～現在）と変遷してきた（内藤2012：79）。生活保護の申請は、都道府県、市等が設置する福祉事務所が窓口となり、まずは相談をしたのち申請が始まる。その際に生活保護の4つの原理、原則をもとに審査が行われる。4つの原理は生活保護法の第1章で以下のように示されている。

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。（無差別平等）

第二条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。（最低生活）

第三条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。（保護の補足性）

第四条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる¹⁶。

また、第2章では保護の原則が4つ挙げられており、以下の通りである。

第七条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。（申請保護の原則）

第八条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。（基準及び程度の原則）

第九条 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。（必要即応の原則）

第十条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。（世帯単位の原則）

¹⁶ 厚生労働省「生活保護法（昭和25年05月04日法律第144号）」

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82048000&dataType=0&pageNo=1（2024年12月7日最終閲覧）

つまり、実際に生活保護を受給する際は保護を必要とする人自ら、または親族の申請に基づいて始まり、保護を必要とする人の実際の収入と生活保護基準の差額を埋める形で給付される。そして保護が必要かどうかや程度は、世帯を単位として判定されるということである。

また、生活保護には生活扶助、住宅扶助、出産扶助、教育扶助、生業扶助、介護扶助、葬祭扶助、医療扶助の8つの扶助があり、それらのうち、生活扶助の基準額は年齢別に世帯人員ごとに算定される第1類と、世帯人員別に世帯ごとに算定される第2類を合わせた額となっている。この額は所在地によって変わってくる(同上:6)。

また、生活保護法とは別に、生活保護を実施するにあたり具体的なルールや取り決めが定められており、その中心となっているのが実施要項である。実施要項は法令の解釈や制度運用上の方針、保護基準などを含んでおり、実質的に制度の中身を左右している。

3. 1. 2 生活保護制度の現状

第1項では生活保護の基本原則、原則をもとに、どのように申請が始まり、どのような基準で支給額が算定されるのかについて確認した。第2項では実際生活保護がどの程度利用されているのか、利用している人はどのような人が多いのかという現状について述べる。

厚生労働省の生活保護の被保護者調査によると、令和6年1月時点で生活保護受給者数は約202万人となり、平成27年3月をピークに減少し続けている。保護率¹⁷は1.63%となっている。生活保護受給世帯数は約165万世帯となっており、高齢者世帯¹⁸の割合が55%と過半数以上を占めている。高齢者世帯は増加傾向にある一方で、母子世帯¹⁹は平成10年には8%を占めていたものの、令和6年では4%となるなど減少傾向が続いている。障害者・傷病者世帯²⁰は25.1%を占めており、近年ではほぼ横ばいとなっているが、平成10年には40%を占めていたため、減少傾向にあると言える。これらの被保護世帯のうち、世帯主または世帯員が働いている世帯を稼働世帯とすると、昭和39年までは稼働世帯の割合が半数を超えていたが、平成15年までは減少し続けていた。しかし、その後は微増傾向にあり、データが出ている平成30年は15.7%となっている²¹。つまり、昭和39年までは、働いていても最低基準所得さえ得ることができず、生活保護を受給する世帯が多かったと言える。埋橋(2013)は、こうした現象が2000年に至るまで減りつつあったのは、経済の発展と勤労所得の上昇によって可能になったのであろうと推測している。しかし、

¹⁷ 保護率は被保護実人員数を総務省「人口統計(概算値)」で割った値となっている

¹⁸ 高齢者世帯とは男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

¹⁹ 死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子のみで構成されている世帯

²⁰ 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯、世帯主が入院しているか、在宅患者加算を受けている世帯

²¹ 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧の資料3参考

この傾向は2000年以降続いておらず、働いても生活保護に頼らざるを得ない世帯が増えていることを示していると言えるだろう。

また、保護率とは別に捕捉率というのでも算出されている。生活保護における捕捉率とは、生活保護の受給要件を満たす人の中で、何パーセントの人が実際に受給しているのかを表している。日本ではほとんど補足率を算出しておらず、最近では厚生労働省のナショナルミニマム研究会が公表している2010年のデータ²²のみとなっている。加えて、算出する際に用いるデータもさまざまなこともあり、所得のみを考慮した場合15～30%、資産を考慮した場合32～87%と、幅広い結果となっている（岩田2021：16-17）。一方で、補足率を毎年公表しているのがイギリスで、複数の公的扶助制度ごとの補足率を算出することで、制度の有効性を確認し、実際の補足率によって制度の見直しを行っている（同上：18-19）。どれだけ必要な人が制度にアクセスできているのか把握することは、今の日本にも求められている。

3. 1. 3 生活保護制度の問題点

ここまで生活保護がどのように支給され、現在どのような人が受給しているのかについて見てきた。しかし、生活保護にはまだまだ多くの課題が残されている。生活保護の問題点は3つあると考えており、それらの問題点について第3項で述べていく。

1つ目は「申請・審査の条件」、2つ目は「貧困の罨」、3つ目は「水際作戦と言われる窓口での不適切な対応」である。

1つ目の「申請・審査の条件」については、ひとつは申請が保護を必要とする本人の申請でなければいけないことである。第1項の申請保護の原則で確認した通りであり、もちろん他人が勝手に申請できる必要があるとは思わないが、ホームレスの実態調査でも明らかになっている通り、ホームレスはほとんど自ら相談に行ったりしないのが現状である。加えて代わりに申請可能な親族とも疎遠になっており連絡をとっていない場合が多く、申請に辿り着けない場合が多い。また、金子（2017）は、生活困窮者には①自分に助けが必要であることを理解して周囲に適切に伝える力（セルフ・アドボカシー）②伝える関係（社会的孤立）③周囲がその人の困難を見過ごさずに受け止める力（ソーシャル・アドボカシー）の3点を持ち得ていないと指摘している。このことを踏まえると、やはり周りに頼る力がなく、頼ったとしても助けてくれなかった過去を持っている可能性が高い生活困窮者が、社会の制度である生活保護の申請に行くのは難しいと言えるだろう。また、制度設計上、生活保護に含まれる8つの扶助をニーズに応じて「単品」で使うことができないため、利用する際はすべてに困窮している状態でなければいけないのだ（岩田2021：24）。

もうひとつは審査条件の厳しさである。世帯全員が利用できる資産や能力、その他あらゆるものを活用し、最低限度の生活を維持することができない場合に対象となり、また貯金や利用されていない土地、家などがあれば売却などを行い生活費に充て、働くことが可能な人がいる場合は働かなければならず、これら全てを満たしていないと生活保護を受給

²² 厚生労働省「ナショナルミニマム研究会」https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakaihosyou_129252.html（2024年12月7日最終閲覧）

することはできない。世帯単位であることや、働く能力がない人という条件を満たすことは難しいというのが現状である。

2つ目の「貧困の罨」とは、働かずに生活保護に依存してしまう、生活保護から抜け出せない状態を指す。生活保護は働いて所得を得ると、支給額からその分減額されてしまい、働くことのメリットがなくなってしまう仕組みになっている。そのため、働かずに生活保護を受給し続ける「貧困の罨」が問題視されている。駒村（2007）は、「貧困の罨」には、最低賃金と生活保護水準の均衡が保たれていないことも影響していると指摘している。実際に生活扶助基準がその地域の最低賃金を上回っているところも多く、受給者は就労意欲が削がれ、制度に依存してしまう。同時に、「貧困の罨」はワーキングプアの制度利用も妨げている。生活保護を利用する必要がないと感じるため、制度利用に至らないのだ。

3つ目の「水際作戦と言われる窓口での不適切な対応」に関しては、平成17年に北九州市において、生活保護の申請を行った人が保護を認められず、その後死亡した事例が発生した。この事例をきっかけに、生活保護はどんな人であっても申請されれば受けなくてはならないにも関わらず、窓口でその申請を相談扱いして追い返す「水際作戦」が問題となった（内藤2012：82）。生活保護の運用や実施には、福祉事務所が強い力を持っており、実際に相談窓口で威圧的な面接官を置いて申請者に自立するよう促したり、審査条件を曖昧に伝えたりして、申請書類を渡さず帰宅させるという事態も往々にして起こっている（金子2017：270）。生活保護を申請しようと窓口に行くと、まずは相談するように促され、いざ相談に行くと上記のような対応や、答えたくない部分を含めてプライベートなことまで話すよう求められた挙句、自己責任や努力不足という言葉で片付けられてしまう。このたった1回の相談が、生活保護申請の機会を喪失させているというのが現状である。

その一方で、これらの対応はケースワーカーが置かれている状況が影響しているのも事実である。ケースワーカーとは福祉事務所に配置されている職員であり、法律上は現業員と呼ばれている。社会福祉法では、ケースワーカーは市町村の場合被保護世帯80に対して1人、都道府県の場合65に対して1人配置されるべきだとされている。しかし、特に市部での充足率が低くなっており、厚生労働省の平成28年の調査によると、政令指定都市と中核市が設置した福祉事務所67のうちケースワーカー1人当たりの担当が80世帯を超えているのが56という結果になった²³。ケースワーカーは生活保護受給世帯の生活状況の把握や自立助長のために、家庭訪問や病院訪問を行うため、受け持つ世帯数が多ければ多いほど重労働を課されるのだ。

このような労働環境の問題に加え、市民に対しては生存権を保障しなければならないし、市民が貧困を理由に死に至るようなことがあってはならないというアドボケーターとしての責任がある一方で、不正受給を防止する責任や国の予算を考慮した公務員としてゲートキーパーの役割も求められており、板挟みになっているとも言える。本来であれば生活困窮者に寄り添うには、時には国と戦う必要があるにも関わらず、ケースワーカーが公

²³ NHK, 2021, 「ひっ迫する“生活保護の現場” コロナ禍が追い打ちに」
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210218/k10012875371000.html>（2024年12月7日最終閲覧）

務員という位置付けであることや、社会福祉士が国家資格を要する仕事であることは矛盾しているのではないだろうか。また、国に都合良く組まれた社会福祉士養成カリキュラム²⁴は、仕組みや制度についての科目は多くあっても、なぜ貧困に陥るのか、そもそもの差別問題、人権問題、社会の構造などについての科目は設置されておらず、窓口での不適切な対応へとつながってしまうのだ。

3. 2 諸外国の公的扶助制度

第1節では日本の生活保護制度の現状について述べる中で、補足率が低いことについて触れた。ではなぜ日本は他国に比べ補足率が著しく低いのか、日本と似た公的扶助制度を持つフランスとドイツを参考に、比較することで分析していく。

3. 2. 1 フランス

第1項では都留民子（2013a）の「フランスの公的扶助－ワークフェア・積極的連帯手当（RSA）－」を参考に、フランスにおける公的扶助制度について見ていく。

フランスでは公費による最低限所得保障は「社会的ミニマム」と総称されており、10種の扶助制度からなっている。これらの扶助制度は生活扶助制度であり、日常生活費のための最低限所得を保障するだけで8つの扶助を持っている日本の生活保護とは異なる。日本が生活保護で保障している生活扶助以外の部分を、フランスではどのように保障しているかという点、一般的な社会保障給付が行っている。つまり、社会的ミニマムが貧困者に対する生活扶助、生活扶助以外は貧困者だけに限定した給付ではないということである（埋橋編 2013：201）。

社会的ミニマムの受給権者数²⁵は、労働・雇用・保健省が公表している2010年12月のデータによると、海外県を除く本土では約328万人であり、そのうちの55%が失業者などの働くことができる稼働能力者・世帯である。65歳以上の高齢者最低限所得は、これとは別に拠出制年金もあるためか、約51万人とあまり多くはない。そして世帯単位での給付であることを考慮した上で、社会的ミニマムの中でも最も多くの受給者を抱えているのが「積極的連帯所得（RSA）」であり、元気な失業者および低賃金・不安定労働者およびその家族の生活を支えている（同上：201-202）。そこで、本稿では日本の生活保護に近い制度として積極的連帯所得（以下RSA）を扱うこととする。

RSAは2009年に施行された比較的新しい制度で、社会参入最低所得手当（RMI）が前身の制度である。RMIは、合法的に長期滞在する外国人も含む全住民を対象に、著しく困難な状況にある者に最低限の生活を保障するとともに、社会参入（主に就業）を促進し、社会的な自立を促す制度として施行された。しかし、RMIでは受給者が就職した場合就労所

²⁴ 厚生労働省「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html（2024年12月7日最終閲覧）

²⁵ 社会的ミニマムの中でも失業扶助や高齢者最低限所得などは個人単位での給付となるが、積極的連帯手当（RSA）などは世帯単位での給付となるため、受給権者という表記となる

得が手当から減額され、職についたにも関わらず世帯収入が減少してしまうため、働かずに RMI を受給する事例が多発し、結局受給者の社会参入が果たされないことが問題とされていた。そこで、少しでも働けば収入が増加するような制度として RSA が導入されることになり、RMI では対象となっていなかった低所得者も RSA では対象とし、就職後も手当の支給を続けるなど、低所得就業者に対する支援を進めるきっかけとなった（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2010：62）。

RSA には 2 つの手当がある。1 つは基本手当で、RMI とひとり親手当（API）とを統合した手当で、世帯員数に応じた最低所得を保障している。もう 1 つは就労手当で、一定の就労所得がある世帯は、世帯収入が基本手当額を超えていても、収入額に応じて増額される世帯所得までは補足するというものである。最低限所得+就労所得の 62%-世帯収入という方式で計算される²⁶（埋橋編 2013：203）。就労手当は、就労することによるメリットがあるように設計されており、RMI で問題となった手当への依存を解消したいという政府の意図が含まれている。つまり、事実上失業給付に近かった RMI を引き継いでいる基本手当を減少させ、就労手当を主とすることで RSA を失業給付からワーキングプアへの給付に移行させていくということである（同上：204）。

受給の条件は、フランスに居住していること、25 歳以上であること²⁷、新生児の直近 3 ヶ月間の世帯収入が最低保障所得に満たないことである（独立行政法人労働政策研究・研修機構 2010：62）。これらの受給条件は 3 ヶ月毎に審査が行われる。また、所得の審査はあるものの、預貯金、資産、所持品の制限はない。日本の生活保護は第 1 節で確認した通り、資産を持っていないことが条件となり、審査も行われるが、実際には持ち家を持っていても受給できるケースがあるにも関わらず、条件として資産を持っていないことを提示していることで誤解を招いていることも少なくない。この点で、フランスの RSA が「資産の審査を行わない」ことは、受給のハードルを下げるという意味で大きな意味を持っているといえる。では、実際に RSA はどれだけの人が受給しているのだろうか。

労働・雇用・保健省が公表しているデータによると 2010 年 12 月時点では、RSA の受給世帯数は全部で 183 万世帯となっており、そのうち基本手当のみは 116 万世帯、基本手当+就労手当は 20 万世帯、就労手当のみは 46 万世帯となっている。補足率は、基本手当は 70%と高くなっているが就労手当は 30%に届いていない。都留（2013b）は、その理由として稼働収入が個々の世帯で異なり、潜在的受給者は自分が受け取ることのできる所得がいくらかわからないことに加え、日本の生活保護と同様に RSA という制度自体を活用することに批判的な風潮があることを挙げている。上述したように RSA を失業給付ではなくワーキングプアへの給付へと移行させたい政府からすると、まだ目標には至っておらず失業給付に依存しているのが現状といえるだろう。しかし、それでも補足率は日本よりも高くなっており、資産の審査が行われないこと、就業しても一定までは扶助が減額されないことが大きな要因となっていると考える。また生活扶助はあくまでも貧困者に対する制度であり、生活扶助以外は社会保障が行っていたり、社会的ミニマムとは別に拠出制年金が存在したりするなど、日本よりも社会保障が充実しているといえる。

²⁶ 住宅手当受給者や無常での同居・寄宿の場合は手当の一部が減額される

²⁷ 25 歳未満であっても 1 人以上の子どもを持つか、妊娠している場合は対象となる

3. 2. 2 ドイツ

第2項では森周子の「ドイツにおける最低生活保障制度—社会扶助と求職者基礎保障を中心に—」を参考にドイツの公的扶助制度について見ていく。現在ドイツの社会保障制度は社会法典の中で定められており、最低生活保障制度は社会扶助、市民手当²⁸、戦争犠牲者援護、庇護申請者給付の4つからなる。後者2つは特定の対象者に限定しているため、本稿では社会扶助と市民手当について扱う。

社会扶助と求職者基礎保障は、就労能力の有無によって対象が異なる。就労能力のある者は求職者基礎保障、就労能力のない者は社会扶助の対象となる。就労能力の基準は「一般的労働市場の通常の条件下で、少なくとも1日に3時間の稼得活動が可能であるかどうか」と定められている（齋藤 2013：10）。

まずは、社会扶助の原理について確認する。補足性の原理（他の制度から必要な扶助を受けられない人を対象とする）、個別性の原理（扶助を要する個々人の特性に合わせた扶助を行う）、需要充足の原理（社会的・文化的な最低限度を充足する）の4つである（埋橋編 2013：215）。給付は必要不可欠な生計費などを保障する生活扶助と、障害や要介護といった本人や家族の特別な事情に応じた特別給付からなり、「高齢期および稼得能力減退時における基礎保障」「医療扶助」「介護扶助」「障害者に対する統合扶助」「特別な社会的困難の克服に対する扶助（多重債務、アルコール依存症など）」「異なる生活状態における扶助（高齢者、盲目者など）」が存在する（厚生労働省 2015：200）。これらはすべて、資産調査が行われることが給付の条件となっている。しかし、適切な広さの持ち家、家具、老後資金は保有しても良いとされている。自動車の保有は認められていないが、職業訓練や就労に必要な場合のみ保有可能である。

生活扶助の支給額は、受給世帯の総需要額から収入認定額を控除した額となる。総需要額とは基準需要額、住居費・暖房費、社会保険料の合計で、基準需要額は1人あたりに給付される基本の給付額であり6段階に分かれている。この基本支給額に加え、妊娠や子どもの養育費といった増加需要と入居時の家具などの一時的需要の給付、25歳未満の子どもの教育と社会参加を促進するための「教育・参加のための給付」も必要に応じて行われる。また、特別給付のうち「高齢期および稼得能力減退時における基礎保障」は、年金受給開始年齢（65歳）に達した者、18歳上で疫病や障害によって稼得能力が完全に減退している者を対象としている。特別給付の大きな特徴として、対象者の親または子の年間収入が、10万ユーロ未満の場合には彼らの扶養義務が問われないことが挙げられる。この規定により、子に扶養紹介がなされることを恥じるあまり困窮に陥った高齢者が、社会扶助を申請しないという事態を防ぐこと、先天的または幼少時から重度障害を持つ者が、親から独立した生活を送る手助けをすることを意図している（同上：215-216）。このように、ドイツの社会扶助はフランスとは異なり資産調査があるものの、基本的な給付に限らず、多様な面から最低限の生活を保障する給付が設けられている。

次に、市民手当について概要を見ていく。市民手当の前身の制度は求職者基礎保障（ハルツIV）で、2022年に成立し2023年1月1日から導入された。求職者基礎保障では、通

²⁸ 2023年1月1日に求職者基礎保障（ハルツIV）から市民手当へと変更

常の失業保険給付（失業手当Ⅰ）の受給期間を満了しても再就職できず、経済的に困窮しているものなどに支給される失業手当Ⅱが創設されたが、基本的に受給者を労働市場に迅速に戻すことが最優先とされ、受給者が臨時的な仕事を得てもすぐに失業手当の受給が必要となってしまうことが問題となっていた。そこで、新たな市民手当では負のスティグマを負いがちな旧来の制度を刷新し、より受給者に寄り添った制度とするために、受給者が長期に持続可能な仕事に就けるように、職業訓練参加インセンティブの強化や、長期就業困難者に対する専門のコーチング支援などを新たに提供することにした。さらに、義務違反をした際の厳しい制裁措置の緩和、標準給付額の大幅な引き上げも行うこととなった。実際に2023年、2024年ともに標準給付額は12%引き上げられるなど、失業者の貧困解消に近づいている一方で、「市民手当はあまりにも手厚すぎる」という批判がいまだに残っている²⁹。

ここまでドイツの社会扶助制度について見てきたが、社会扶助の充実に加え、求職者基礎保障が導入されて以降、就労能力の有無で制度を分けたことで、それまで失業保険を受給できなかった低賃金労働者や非正規労働者も失業手当Ⅱの対象となるなど、幅広く生活困窮者に対してアプローチできる制度となっていることが分かる。

4. 依存が当たり前である社会の構想

第4章では、第2章で述べた自立概念の問い直しを踏まえ、依存が当たり前である社会の構想を行う。

4. 1 依存が当たり前である社会の定義

依存が当たり前である社会についての定義付けを行う。本論文では依存が当たり前である社会を、「依存を悪と捉えず、1つではなく複数の依存先が常に提示され、それらに依存していることが当たり前である状態、また生活困難時には依存先を選択できる社会」であるとす。第2章1節2項で行った自立概念の問い直しで確認した、自立＝複数の依存先があること、自立している状態とは多くのものに依存していることを認識していない状態であることを踏まえて、上記の定義を行った。ここでの依存とは、物質的・金銭的のみならず、家族、地域コミュニティ、居住、教育、保健、社会的サービス、就労といった人とのつながり、居場所までを含めた多次元の領域における依存を指している。

また、依存が当たり前である社会を構想する上で参考にした概念として、社会的排除/社会的包摂という考え方を取り上げる。阿部（2011）は、貧困が金銭的・物質的に困窮した状態を指すのに対し、社会的排除とは金銭や資源不足をきっかけに、社会保障や地域社会などの社会の仕組みから排除されてしまうことを指すとしている。また、厚生労働省によると、社会的包摂とは1980年代から90年代にかけてヨーロッパで普及した概念で、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態あるいはその動態を社会

²⁹ 独立行政法人労働施策研究・研修機構, 2024, 「『市民手当』をめぐる議論—制裁強化の可能性も」 https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/02/germany_03.html (2024年12月7日最終閲覧)

的排除と規定し、これに対して、社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として用いられるようになった。これらの社会的排除/社会的包摂の考え方を見てみると、主に資源不足ではなく、社会参加の欠如を強調している概念であることが分かる。このような社会的包摂とともに、やはり貧困問題を考える上で金銭的・物質的問題を無視することはできないため、上述したように依存の範囲を広げて、依存が当たり前である社会の定義を行った。

4. 2 必要な制度

第2節では、依存が当たり前である社会に必要な制度としてベーシックインカムを取り上げ、ベーシックインカムの歴史、概要を見ていく。

4. 2. 1 ベーシックインカムとは

現在広まっているベーシックインカムとは、(1)その人が進んで働く気がなくとも、(2)その人が裕福であるか貧しいかにかかわらずなく、(3)その人が誰と一緒に住んでいようと、(4)その人がその国のどこに住んでいようと、社会の完全な成員すべてに対して政府から支払われる所得である (Parijs 1995=2009 : 56)。つまり、全ての個人に対し、無条件に一定額の現金を定期的に支給する最低所得制度である。

このようなベーシックインカム構想は18世紀末には出現していたとされている。トマス・ペインによって書かれた「土地配分の正義」によると、人間は21歳になったら15ポンドを、星人として生きていく元手として国から給付されるべき、そして50歳になると年10ポンド給付する。決して15ポンドで35年生きていくということではなく、15ポンドを元手に事業などを起こす、という意味での給付である (山森 2009 : 151-152)³⁰。

このようにベーシックインカムに準ずる制度や概念の構想は18世紀末以降も行われたが、現在議論されるベーシックインカムに最も近い考え方は、ミルトン・フリードマンが1960年代から述べ始めた「負の所得税」である。「負の所得税」とは、所得の低い人には政府が負の税金を与える＝所得を給付するという制度である。原田 (2017) の具体例をもとに分かりやすく説明すると、ベーシックインカムを10給付すると、所得が0の人の課税後の所得は10となる。ここでの課税とは給付を指しているため、マイナスの税＝給付という意味で負の所得税となる。そして働いて得た所得に対し30%の課税をすると、33.3の所得を得るまでは給付を受けることになり、33.3を超えると正の所得税を支払うことになる (原田 2017 : 65)。

つまり、所得の低い人には給付を行い、所得の高い人には給付と見せかけて課税をしているのだ。すべての人に一旦給付を行うという意味では、現在のベーシックインカムと同じだが、その後所得の高い人には課税を行うか、そもそもの財源として所得の高い人に累進課税を行うかという面で異なる。

また、1970年代には思想のみならず、ベーシックインカムを求める運動が起こりはじめる。主にアメリカ、イタリア、イギリスで運動が見られはじめるが、アメリカとイタリアでは女性の家事労働に対し賃金の支払いを求める運動だった一方で、イギリスの運動は、

³⁰ この考え方をベーシックインカムとは別にベーシックキャピタルと呼ぶ場合もある

家事労働を担っているのに十分な所得がないことを不当だとしている点では、アメリカ、イタリアと同じだが、「家事労働に賃金を」という主張が性別役割分業や賃金労働の現状を肯定しがちであるとして、一貫してベーシックインカムを求めたという点で異なる（山森 2009 : 103）。

このような思想や運動を経て、ベーシックインカムという考えが広がり、本格的な導入には至っていないが、複数の国で実験的に導入されるようになった。

4. 2. 2 ベーシックインカムを導入すべき理由

現行の生活保護制度では、世帯単位で所得や資産調査を受け、その調査結果により受給額が決定され支給されている。また、地域によっても支給基準額が異なるなど、受給者により受給額がさまざまである。その一方で、ベーシックインカムでは個人単位かつ所得や資産調査を伴わず、無条件に全ての国民が同額受け取ることができる。つまり、生活保護が貧困に陥ってしまった人に対する「救貧」であるのに対し、ベーシックインカムは、貧困に陥る以前の全ての国民に対する「防貧」の制度であるといえるだろう。山森（2009）は、アイルランドの「ベーシックインカム白書」からベーシックインカムには以下のようなメリットがあるとしている。

- (A) 現行制度ほど複雑ではなく単純性が高い。行政にとっても利用者にとってもわかりやすい。資力調査や社会保険記録の管理といった、現存の行政手続きの多くは要らなくなる。
- (B) 現存の税制や社会保障システムから生じる「貧困の罨」や「失業の罨」が除去される。
- (C) 自動的に支払われるので、給付から漏れるという問題や受給に当たって恥辱感（スティグマ）を感じるという問題がなくなる。ベーシック・インカムという形で市民に直接戻される。
- (D) 家庭内で働いてはいるが個人としての所得がない人々のような、支払い労働に従事していない人を含む全ての人に、独立した所得を与える。
- (E) （生活保護のような）選別主義的なアプローチは相対的貧困を除去するのに失敗してきた。児童手当やベーシック・インカムのような普遍主義的なアプローチの方が効果的かもしれない（山森 2009 : 23-24）。

また菊地（2006）によると、ベーシックインカムの給付水準は絶対的ではなく、最低生活保障と財源の確保との兼ね合いで決定されることになると述べている。この給付水準を踏まえるとベーシックインカムは、それだけで生活するのに十分な水準である完全BI、それだけで生活するには十分ではなく、他の給付や所得現により補われる必要がある部分BI、完全BIや部分BIのような社会全員への無条件給付に至る過渡的形態である過渡的BIと区分される（Fitzpatrick1999=42）。さらに財源の求め方によって、ベーシックインカムの考え方もさまざまであり、一つは既存の社会保障制度を基本的に維持した上で、追加的な社会保障としてベーシックインカムを導入するという考えで、財源は富裕層や大企業の増税としており、リベラル主義者に支持されている。もう一つは、ベーシックインカム

の導入と引き換えに既存の社会保障を廃止する考えで、財源は既存の社会保障に充てていた分をベーシックインカムに充てる。つまり、ベーシックインカムを支給する代わりに、有事にも特別な給付はなく自己責任で賄わなくてはならないのだ。この考え方は新自由主義者によって支持されている³¹。

このように多様なベーシックインカムの考え方がある中で、依存が当たり前である社会には既存の社会保障制度を維持した上で、ベーシックインカムを導入する部分 BI が必要であるとする。ベーシックインカムで絶対的貧困（と多少の相対的貧困）を防ぎつつ、さらに既存の社会保障制度、貧困という面では公的扶助によりさらなる相対的貧困を解消できる。この制度であれば、常にベーシックインカムに依存しつつ、誰もが必要な時には必要な制度を利用できる状態、つまり依存先が多数用意されている社会となるのではないだろうか。

また、公的扶助制度として維持するべきと考える生活保護についても、変革が必要である。現在の生活保護はパッケージで、すべての扶助を必要としている際にしか受給できないが、一つひとつの扶助を単体で受けられれば、「どうしようもない状態」になる前に、早めに扶助を利用できる。ドイツの公的扶助制度における、特別給付に当たるような給付にするということである。

以上をまとめると、すべての国民に給付するベーシックインカムを基本としつつ、生活困窮者に対する制度としては、現行の生活保護を活用することで、社会保障制度という面における「依存が当たり前である社会」を実現できると考える。ただ、この制度は財源を富裕層や大企業への増税に頼るしかないため、一部の人からの反発を招きかねない。しかし、理想の制度を考えることは、誰もが金銭面で困難に陥ることなく、最終的には社会参加、人とのつながり、居場所を見つけることができる社会の実現に近づく一歩となるだろう。

おわりに

本論文では、日本独自の貧困問題から「依存が当たり前である社会」を構想し、どのような制度が必要となってくるのか考察した。生活保護という制度には、必要としている人の制度利用を妨げている問題がある一方で、今の日本人は自立しなければいけない、制度に依存することは悪だという潜在意識を持っているため、制度利用を自粛してしまう現状も明らかになった。そこで、新たにベーシックインカムという制度を導入することで、制度から漏れる人がいなくなるだけでなく、「生活困窮者が利用する制度」というステイグマから解放される。加えて、現行の生活保護を見直し補填的制度として活用することで、「依存可能な社会」を実現できるのではないかと結論づけた。

今回は、ベーシックインカムの具体的な支給額、どれだけの予算が必要でその財源はどこにあるのかといった面については述べられていないが、実際に運用するとなると避けて

³¹ 「第 89 回：進化した新自由主義（森永卓郎）」2020 年 10 月 14 日マガジン 9
<https://maga9.jp/201014-1/>（2025 年 1 月 29 日最終閲覧）

通れない問題である。この実現可能性については課題として残っていると見えるだろう。また、貧困問題から考えるということで、生活困窮者に対する公的扶助制度のみに着目し依存が当たり前である社会の構想、制度のあり方を考えた。しかし、実際には高齢者や障害者など考慮すべき人々がまだまだ存在し、解消すべき問題が多くあり、それらの人々への制度と今回提案した制度は複雑に絡み合うことになる。さらに範囲を広げ、社会保障制度、社会福祉制度まで一括で考えることが必要となってくるだろう。

参考・引用参考文献

- 阿部彩, 2014, 『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』岩波書店
- _____, 2017, 『女性の貧困と子どもの貧困』再考. 松本伊智朗編著『「子どもの貧困」を問いなおす－家族・ジェンダーの視点から』法律文化社
- 伊藤周平, 1993, 「障害者の自立と自律権」『季刊社会保障研究』28. 426-435.
<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/sh280408.pdf>
- 岩田正美, 2007, 『現代の貧困－ワーキングプア/ホームレス/生活保護』筑摩書房
- _____, 2021, 『生活保護解体論－セーフティネットを編みなおす』岩波書店
- _____, 2004, 「誰がホームレスになっているのか?」『日本労働雑誌』528. 49-58.
- 江原由美子, 2015, 「見えにくい女性の貧困－非正規問題とジェンダー」. 小杉礼子・宮本みち子編著『下層化する女性たち 労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房
- 大竹文雄, 2002, 「所得再分配は支持されているのか?」『季刊社会保障研究』38. 1-2.
<https://www2.econ.osaka-u.ac.jp/~ohtake/ippan/shotokusaibunpai.pdf>
- 小田川華子, 2018, 「再分配反対論者はどのような人か?」『大原社会問題研究所雑誌』719・720. 19-36. https://oisr-org.ws.hosei.ac.jp/images/oz/contents/719%EF%BD%A5720_03.pdf
- 堅田香織里, 2017, 「対貧困対策の新自由主義的再編－再生産領域における『自立支援』の諸相」『経済社会とジェンダー』2. 19-30. <https://jaffe.fem.jp/j/wp-content/uploads/2017/09/4-katada.pdf>
- 金子充, 2017, 『入門貧困論 ささえあう/たすけあう社会をつくるために』明石書店
- 菊地英明, 2006, 「ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開」『海外社会保障研究』5. <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18191902.pdf>
- こども家庭庁, 2023, 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果の概要」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1dc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf
- 駒村康平, 2007, 「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本労働研究雑誌』563. 48-60.
<https://www.jil.go.jp/institute/zassi/backnumber/2007/06/pdf/048-060.pdf>
- _____, 2009, 『大貧困社会』角川SSコミュニケーションズ
- 原田泰, 2015, 『ベーシック・インカム 国家は貧困問題を解決できるか』中央公論新社
- 後藤昌彦, 2011, 「生活保護の受給要件である親族扶養義務の今日的意義」『藤女子大学紀要』48. 149-157. <file:///Users/kuritayuki/Downloads/KJ00007044617.pdf>
- 厚生労働省, 2011, 「社会的包摂を進めるための基本的考え方」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ngpw-att/2r9852000001ngxn.pdf>

_____, 2021, 「被保護世帯数の年次推移」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000908527.pdf>

_____, 2022, 「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）の結果（概要版）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000932239.pdf>

_____, 2022, 「国民生活基礎調査の結果の概要」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/d1/03.pdf>

_____, 2022, 「生活保護制度の現状について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/000977977.pdf>

_____, 2024, 「生活保護の被保護者調査（令和6年1月分概数）」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2024/d1/01-01.pdf>

国際協力機構（JICA），2008, 「第3章 貧困指標」
https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/field/pdf/200803_aid02_03.pdf

桜井啓太, 2013, 『『自立支援』による生活保護の変容とその課題』. 埋橋孝文編著『福祉+α④ 生活保護』ミネルヴァ書房

高野晃, 2012, 「ワーキングプアと貧困な労働環境-『溜め』を取り入れた再定義-」『熊本学園商学論集』17.105-128. [file:///Users/kuritayuki/Downloads/shogaku17\(1\)-06.pdf](file:///Users/kuritayuki/Downloads/shogaku17(1)-06.pdf)

立岩真也, 2010, 「BIは行けているか?」. 立岩真也・齋藤拓編著『ベーシックインカム分配する最小国家の可能性』青土社

デヴィッド・ハーヴェイ, 2007, 『新自由主義—その歴史的展開と現在』渡辺治監訳, 作品社

独立行政法人 労働政策研究・研修機構, 2010, 「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」
<https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2010/documents/070.pdf>

都留民子, 2013a, 「フランスの公的扶助—ワークフェア・積極的連帯手当（RSA）—」. 埋橋孝文編著『福祉+α④ 生活保護』ミネルヴァ書房

_____, 2013b, 「科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書」
<https://kaken.nii.ac.jp/en/file/KAKENHI-PROJECT-22530613/22530613seika.pdf>

内藤俊介, 2012, 「生活保護の現状と課題—より公正、公平な生活保護制度の構築に向けて—」『立法と調査』331. 78-100. https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2012pdf/20120801078s.pdf

中村淳彦, 2019, 『東京貧困女子。彼女たちはなぜ躓いたのか』東洋経済新報社

日本維新の会, 2021, 「維新八策を具体化する国家ビジョン—日本大改革プラン」
https://o-ishin.jp/policy/pdf/nippondaikaikaku_plan_202109_fix.pdf

樋田敦子, 2022, 『コロナと女性の貧困 2020—2022 サバイブする彼女たちの声を聞いた』大和書房

フィリップ・ヴァン・パリース, 2009, 『ベーシックインカムの哲学』後藤玲子・斎藤拓訳, 勁草書房

宮本みち子, 2015, 「課題の設定—労働と家庭からの排除と貧困」. 小杉礼子・宮本みち子編著『下層化する女性たち 労働と家庭からの排除と貧困』勁草書房

- 森周子, 2013, 「ドイツにおける最低生活保障制度—社会扶助と求職者基礎保障を中心に—」. 埋橋孝文編著『福祉+α④ 生活保護』ミネルヴァ書房
- 山森亮, 2009, 『ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える』光文社
- 湯浅誠, 2007, 『貧困襲来』山吹書店
- 湯浅誠, 2009, 「没落する日本社会の主役たち—労働者の存在が崩れる」. 堤未果・湯浅誠編著『正社員が没落する——「貧困スパイラル」を止めろ!』角川書店